

監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した定期監査（学校等現地監査）の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 1 日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫

平成26年度定期監査（学校等現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成26年8月7日（木）

2 監査の対象

栗野中学校、東浦小学校、東浦中学校及び松陵幼稚園における平成25年度の現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各学校等における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各学校等における現金の収納状況、消耗品の購入状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

(1) 未収金について

給食費などの未収については、過年度分の書類を整理し分かるようにしていただきたい。また、過年度の保育料未納についても、公平性を保つため納付指導を積極的に行っていただきたい。

(2) 通帳の管理について

通帳の入金及び払い出しについては、不明のないようにしていただきたい。また、支払いについても、その都度通帳から引き出すようにしていただきたい。

(3) 補助金について

補助金の収支については、年度内で会計処理を行うようにするとともに、補助金を受け取ってから支払いをしていただきたい。

(4) 給食材料について

給食材料の購入については、考慮しながら必要に応じて購入していただきたい。

(5) 購買について

今後購買の再開がなければ、在庫品を速やかに整理していただきたい。また、購買の決算については、会計年度終了後にしていただきたい。

(6) 備品台帳について

備品台帳の金額については、消費税込みか否か統一した金額を記入していただき、明らかに消耗品に該当するものは備品台帳に記載しない方がよい。

(7) 薬品関係について

薬品関係は適切に管理されているが、受払簿には取扱者の記入をお願いしたい。